

2016
06
June



CLIENT

H28.06.06 No.297



明日へのヒント

- ・接遇力向上対策 ③

P1・2

押さえておきたい税制改正

- ・建物附属設備・
構築物等の償却方法の見直し

弊法人からのご連絡事項

- ・マイナンバー及び本人確認書類の提供のお願い
- ・源泉所得税の納期／住民税の金額変更

P3・4

やさしい相続

- ・遺産分割対策を考える ⑤
～ 寄与分と特別受益に配慮する ～

P5

P6

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・書類の保存について

P7



 *for Medical*

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ医療事業部

前月号では、「接遇力」を向上させるための要素は、『言語的なコミュニケーション』と『非言語的なコミュニケーション』の2つに大きく分けられるとお伝えしました。

今月号では、非言語的コミュニケーションの改善ポイントについて、ご紹介いたします。

■接遇力向上のためのポイント

医院は、院長先生やスタッフにとっては日常の場所ですが、患者さんにとっては、痛みや不調を抱えて来院する場所でもあります。安心して治療にのぞんでもらうためには、接遇力を高め、言葉遣いはもちろん、非言語的コミュニケーションの「表情」や「身だしなみ」についても、患者さんに信頼されるようにしたいものです。



■具体的な接遇力向上対策

(1) 表情のつくり方

① 目の表情をつくる

表情は、口元や顔の筋肉の動きにでてくるものですが、「目は心の窓」「目は口ほどにものを言う」と言われているように、表情を決めるのは目の動き「視線」が大きく関わります。

イキイキとした目が、笑顔をいっそう美しく見せます。大きく見開いて、目で語りかけるようにしましょう。瞳と視線はやさしく保ってください。顔の下半分を紙などで隠し、目で相手にメッセージを伝えられるよう、訓練をしましょう。

② 口の形をつくる

やさしい口元は柔らかい表情を演出します。

笑顔の原型は、「イ」と発音するときの形です。「イ」のまま、唇の両端を持ち上げるようにします。毎朝、自分の一番美しい笑顔を作ってみましょう。

③ 自分ひとりのできるトレーニング方法

出勤前に毎朝、鏡を見て笑顔のトレーニングを実践しましょう。

- 目で笑う(微笑む)
- 口で笑う(「イ」と発音するときの形をつくる)
- ほほで笑う(唇の両端を持ち上げる)

(2) 身だしなみ

声の調子や顔の表情は、その時の気分でなかなか思うようにいかないところもありますが、身だしなみについては、日頃のほんの少しの注意で、好ましいものに保つことができます。その人のイメージを形成する上で大きなポイントになるので、気を付けましょう。

■身だしなみの基本

- 清潔感…医療従事者にふさわしい清潔感
- 調和…ユニフォーム、ストッキング等の色の調和が院内でとれている
- 機能性…柔らかさ、機敏性が備わっている

■身だしなみのチェック

- 化粧……………清潔なイメージを心がけているか、濃すぎないか？
- ユニフォーム……………白衣はプレスされているか？シューズに汚れはないか？
名札等は、定位置につけているか？
- アクセサリー……………余分なものを身に着けていないか？
- 首、手、足……………清潔か、つめの手入れはしているか？
- 頭髪……………ゴムやピンで、髪が顔にかからないようにしているか？
- コンタクトレンズ…カラーコンタクトを使用していないか？

**(3) 接遇をマニュアル化しよう**

接遇を実践していくなかでは、従業員ごとに接遇の解釈が異なり、レベルがまちまちになる可能性もあります。そのためにも「接遇マニュアル」を作成して、基準を示すと良いでしょう。

医院の方針を接遇マニュアルにし、院長から直接、もしくは上長を通じて、スタッフ全員に周知しましょう。大切なことは、医院の方針を理解していないスタッフをゼロにすることです。さらに、定期的にマニュアルを見直し、規程の必要性についても、折りに触れて考えてみましょう。

服務規程に関する訴訟 ～身だしなみをめぐる裁判の行方～

平成28年3月9日、大阪市営地下鉄の男性運転士2人が、ひげを理由に人事評価を下げられたのは憲法に違反するとして、訴訟を大阪地裁に起こしました。まだ判決はでていませんが、大阪弁護士会の勧告では、2人がひげの手入れをしていたことも踏まえ、ひげを理由に人事評価を下げることは、職員の不利益が大きいと指摘しています。

人事労務に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。
社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

この度「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、平成28年以降の所得にかかる確定申告書等、税務申告書類の提出に当たっては、申告当事者のマイナンバーを記載することが義務づけられるとともに、税理士がお客様からマイナンバーの提供を受ける際には、お客様の本人確認を行うことも義務づけられました。

弊法人では、平成27年11月から院長先生の通知カードのコピーの送付を順次お願いしておりますが、今一度、お客様のマイナンバーのご提供と本人確認へのご協力をお願いしております。

下記書類を次回の月次書類と一緒に送っていただけるようお願いいたします。

■すでに通知カードのコピーをお送りいただいている場合

通知カードのコピーをお送りいただいている場合、身元確認のため、下記の書類のうち、いずれか1つのコピーをお送りください。

身元確認のための書類

- 運転免許証
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- パスポート
- 身体障害者手帳



上記を、月次資料と一緒に弊法人にお送りください

■通知カードのコピーをまだお送りいただいない場合

通知カードのコピーをお送りいただいない場合、下記の番号確認のための書類 (①)、及び身元確認のための書類 (②) の2種類をお送りください。それぞれ1つずつお選びいただき、合計2枚、お送りくださいようお願いいたします。

※マイナンバーを紙に記入してお知らせいただいた先生についても、番号確認のために通知カードのコピーが必要となります。

① 番号確認のための書類

- 通知カードのコピー
- 住民票の写し
(マイナンバー記載のもの)



② 身元確認のための書類

- 運転免許証
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- パスポート
- 身体障害者手帳

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。
税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部

源泉所得税の納期（特例）

給与計算が終了しましたらすぐに給与データをお送りください

源泉所得税の特例納付を選択している医院は、1月～6月分を7月11日（月）までに納付する必要があります。

- 6月分までの給与支払一覧表
- 賞与支払一覧表（6月に支給する場合）

コーポレート・アドバイザーズ

H28

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 H29 1月

源泉所得税

→ 7月11日までに納付

源泉所得税

→ 1月20日までに納付

源泉所得税は毎月納付をお勧めしています。
毎月納付をご希望の医院は担当までお知らせください。
(給与の支給人員が10人以上の場合は、毎月納付となります。)



住民税の金額変更（特別徴収）

スタッフの住民税について特別徴収となっている医院では、毎月の給与計算で住民税を差し引く必要があります。差し引いた住民税は、翌月10日までに医院が各市区町村へ納付します。

特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12か月を1年として区切られます。医院の給与計算では、毎年6月給与で徴収する金額が変わります。

H28

H29

6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月

住民税
特別徴収

12か月

→ 7月11日までに納付

納税通知書

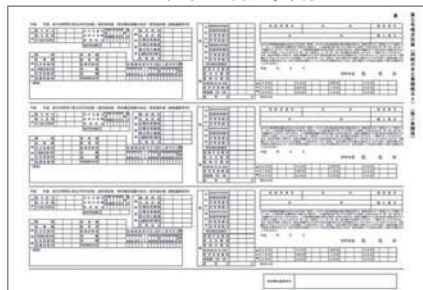
各市区町村から決定した税額の通知書が届きますので、金額を確認してください。

医院用とスタッフ配布用の2種類の通知が届きます。スタッフに配布するものは一人分ずつ切って、給与明細と一緒に本人へお渡してください。

医院用



スタッフ配布用



25 住民税

の欄にスタッフから徴収する金額を入力します。

給与計算入力画面			
給料計算入力一覧表 6月分 支給日 2			
社員コード	1001	1002	
氏名	新橋 花子	渋谷 真子	
地区区分/扶養/職位	税甲 0 衛生士	税甲 0 助手	
1 基本給	300,000	250,000	
2 特別手当			
3 職務手当			
4			
5 時間外手当			
6 通勤手当			
7			
8			
9			
10 勤怠控除 (▲)			
11 給与合計	300,000	250,000	
12 非課税交通費			
13 支給総額	300,000	250,000	
14 健康保険			
15 厚生年金			
16 年金基金			
17 雇用保険	1,500	1,250	
18			
19			
20 社会保険合計	1,500	1,250	
21 社保控除後の金額	298,500	248,750	
22 所得税	8,250	6,530	
23 特別減税 (▲)			
24			
25 住民税	8,300	7,700	
26 財形			
27			
28			
29			
30 控除合計	19,550	15,480	
31 差引支給額	280,450	234,520	
32 調整額			
33 調整後差引支給額	280,450	234,520	

平成28年度税制改正で、減価償却制度の見直しが行われました。改正点は、「建物附属設備」、「構築物」、「鉱業用減価償却資産」の償却方法について、これまで認められていた定率法が廃止されました。

■減価償却制度とは

減価償却制度とは、建物や機械装置等の減価償却資産の取得に要した金額を、耐用年数に分けて一定の減価償却方法等により、各年度に費用配分する制度です。

■改正の内容

「建物附属設備（内装や配管設備等）」、「構築物（塀、駐車場の舗装等）」、「鉱業用減価償却資産」については定率法による償却方法が廃止されます。

資産の区分	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)	定率法 or 定額法	定額法
鉱業用減価償却資産（建物、 建物附属設備及び構築物に限る）	定率法 or 定額法 or 生産高比例法	定額法 or 生産高比例法
機械及び装置	定額法or定率法	定額法or定率法
車両及び運搬具		
工具、器具及び備品		

※リース期間定額法、取替法等は在置する

■適用時期

平成28年4月1日以後に、取得した減価償却資産より適用されます。経過措置の適用はありません。

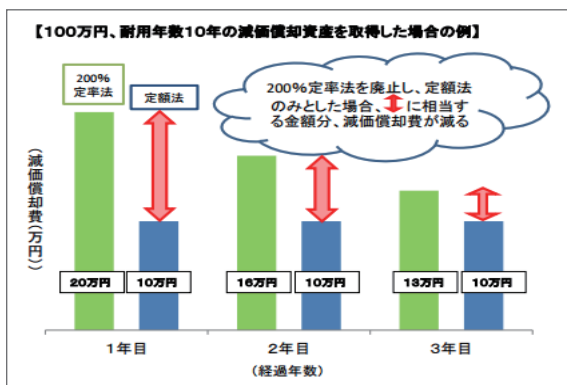
■改正の背景と影響について

企業の活動が世界規模へと広がってきており、会計基準も国際化が求められます。以前から、減価償却方法を定額法に一本化することが検討されておりましたが、今回の改正では、まずは投資拡大への影響の少ない資産について適用されます。

定額法は減価償却費が毎年一定なのに対して、定率法は購入当初は償却額が大きくなる仕組みです。早期費用化の点では、定率法の方が有利でしたが、今後は定額法に統一されます。

同一資産でも、平成28年3月迄に取得した資産と、平成28年4月以後に取得する資産では、償却方法が異なります。会計上の償却方法の変更や、償却方法の一本化についても、念頭に入れておく必要があるでしょう。

■定率法と定額法の違い



引用：経済産業省「平成28年度 経済産業関係 税制改正について」

ご不明点ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 渡辺 多恵子

遺産分割を考えるにあたり、前回までお話した分割の方法とは別に「寄与分」や「特別受益」という制度があります。どちらも相続人の中の不公平感を取り除く制度となり、一定の考慮が必要となります。遺産分割対策には、覚えておくべきポイントとなります。

■寄与分(きよぶん)とは？

寄与分とは、被相続人の財産を維持するため特別の貢献をした人に、通常よりも多い遺産分割を認めることです。ただし、寄与分を主張できるのは相続人にかぎられ、内縁の妻や事実上の養子等は、どんなに貢献していたとしても、自ら寄与分を主張することはできません。相続放棄した人、相続欠格人及び廃除された人も寄与分を主張する資格はありません。

寄与分が認められるのは、下記のような場合です。

- ・ 被相続人の事業を無償で手伝ってきた（労務の提供）
- ・ 被相続人を無償で療養看護をして看護費用の支出を免れた（財産の給付）
- ・ 相続財産を維持もしくは増加させることに特別に寄与した

寄与分を考慮した遺言書

配偶者や子等の近い血縁者が看病し介護するのはある意味「当然のこと」ですから、現実的には、寄与分を認めてもらうことは難しいです。そこで、被相続人が寄与分を考慮した遺言書を残すのは一案です。それぞれの相続人に相続させる財産やその理由をしっかりと付言事項に記載しておけば、少なくとも被相続人の想いは伝わるはずですが、遺言書の活用については、担当までご相談ください。

◇寄与分があるときの相続分の計算式

$$\text{寄与者の相続額} = (\text{遺産総額} - \text{寄与分の価格}) \times \text{相続分} + \text{寄与分の価格}$$

■特別受益(とくべつじゅえき)とは？

相続人の中に、被相続人が生前から学費や生活費、結婚費用等の贈与を行っていた人がいたとします。相続が発生した時に、この相続人と他の相続人が同じ割合で相続財産を相続できるとすると、相続人との間に不公平が生じてしまいます。

この生前に受けていた特別な財産の贈与等を特別受益といい、これを是正するための制度が民法903条に規定されている特別受益の制度です。医学部や歯学部の学費については、この特別受益に該当する場合があります。

要するに、生前贈与を受けていた財産は相続財産の前渡し分と考えて、遺産分割を行う際は、その贈与を受けた財産を相続財産に加えた上で再計算を行います。この再計算を特別受益の持戻しといい、加算した額を基に各相続人の具体的な相続分を計算することになります。

相続のバイブル

「相続のバイブル」は、円満で幸せな相続を願う皆さまの相続や遺言に関する「わかりにくい」を解決し、相続や遺言に対して興味関心、理解を深めるための一助となることを願い開設いたしました。

URL : <http://souzokubible.com/>

◇特別受益者がいるときの相続分の計算式

$$\text{特別受益者の相続額} = (\text{遺産総額} + \text{生前の贈与額}) \times \text{相続分} - \text{生前贈与額}$$

遺産分割対策に関するご相談は、弊法人までお気軽にご連絡ください。
税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 相続事業部

Question

患者さんの増加に伴い、書類が膨大な量になってきています。そこで、不要なものを整理したいと思っていますが、カルテ、領収書等の様々な書類は、いつまで保存をすればよいのでしょうか？

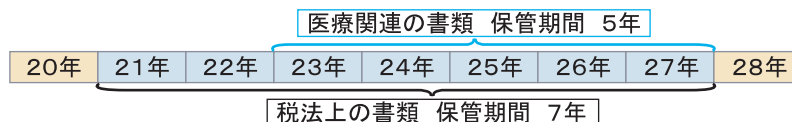
Answer

保存期間

書類の保存期間について、医療機関関係書類は2～5年間、ほとんどの税法上の書類は7年間保存することが義務付けられています。医療関連は「5年」、税務関連を「7年」と覚えれば間違いないでしょう。

■書類の保存期間の一例

医療機関関係書類		税法上保存が求められている書類	
書類名	保存期間	書類名	保存期間
カルテ	5年	窓口現金、預金出納帳、預金通帳	7年
技工所、材料店からの納品書	5年	契約書、売掛帳、領収書など	7年
レントゲンフィルム、技工指示書	3年	アポイントノート	7年
病院日誌・各科診療日誌	2年	従業員の健康診断結果	5年



模型の保存期間

作業模型は保存期間がありませんが、スタディモデルと6歯以上のブリッジの平行測定に用いた模型は、治療終了した翌月から3年間保存しなければならないとされています。一定の基準による写真でも、代替保管できるようですが、歯科医師会等にお聞きいただければと思います。なお、保存期間後のスタディモデルを希望する患者さんに差し上げている医院もあります。

ネットショッピングの履歴保存

ネットショッピングを利用した際、請求書を保管していますでしょうか？最近の税務調査では、アマゾン、楽天等の購入履歴を数年分提出するような事例も発生しております。そのため、インターネット上で取引履歴を参照できる場合、振込や銀行引き落としの都度、明細を印刷し保管しておくとうよいでしょう。もちろん、請求書の保存もお願いします。

スキャナ保存

書類の保管について、原稿をデジタル化してデータ変換する、「スキャナ保存」も認められています。平成28年度の税制改正では、スマートフォンやデジタルカメラ等による電子化も認められるようになりました。ただし、スキャナ保存をする場合には、事前に税務署長への申請が必要です。ご注意ください。

歯科医院の経営に関するご相談も承ります。どうぞお問い合わせください。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 渡辺 多恵子
☎047-326-5111 医療事業部 税理士 谷 信洋



Corporate Advisers

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL : 03-3224-2870 FAX : 03-3224-2877

CLIENT2016年 297号

- 発行日：2016年6月6日
- 発行元：税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部
- URL：http://www.ca-medical.jp
- お問い合わせ先：☎03-3224-2873

〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A